

環境問題の総括

2026年度2Q(2026年7月~9月)

「環境問題の総括」情報源

- 日経新聞電子版 <https://www.nikkei.com/>
- NIKKEI GX <https://www.nikkei.com/prime/gx>
- 環境省報道発表 <https://www.env.go.jp/press/>
- 経済産業省報道発表 https://www.meti.go.jp/press/category_05.html
- 資源エネルギー庁ニュースリリース https://www.enecho.meti.go.jp/notice/news_release/
- 国土交通省報道発表 <https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>
- 官報 <https://kanpou.npb.go.jp/>
- 衆議院議案情報 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
- 環境ビジネスオンライン（無料会員） <https://www.kankyo-business.jp/>
- 環境新聞オンライン（無料会員） <https://www.kankyo-news.co.jp/>

<メールマガジン>

- IGESメールマガジン <https://www.iges.or.jp/jp/news/subscriptions>
- WWF ジャパン <https://www.wwf.or.jp/magazine/>
- EICネットニュース <https://www.eic.or.jp/members/mailmaga.html>
- テクノファ環境法改正メールマガジン <https://www.technofer-enews.jp/2021/12/13/post-8899/>
- HTT実践推進ナビゲーター事業 運営事務局メールマガジン
- EY Japan メールマガジン
- LRQAメールマガジン
- デロイト トーマツメールマガジン
- 八千代エンジニアリングメールマガジン
- Sustainable Japanメールマガジン
- DOWAメールマガジン
- OnestopESG

2026年度2Q(7月～9月)

PIEMS-LabのWebでコメント

PIEMS-LabのWebにはコメントはありません。

	全般	気候変動	資源循環	自然共生	化学物質	公害対策
グローバル (海外)						
日本国内						
法案提出・法令改正など		改正『建築物省エネ法』公布 官報20260731 『建築物省エネ法』施行令 官報20260916 改正『建築物省エネ法』施行日R9.4.1	『廃棄物処理法』施行令 官報20260915 改正『廃棄物処理法』施行日R8.9.18 『廃棄物処理法』施行規則改正 官報20260820 無害化処理の対象にPCBえお追加 低濃度PCB廃棄物からPCB廃棄物に変更			改正『下水道法』公布 官報20260723 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布 環境省20260717
企業	「グリーンボンドガイドライン及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2026年版」 「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2026年版」公表 環境省20260807		第五次循環型社会形成推進基本計画の点検 環境省20260917	「自然を活用した解決策(NbS)の手引き」公表 環境省20260731 「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」策定 環境省20260714		
印刷業界	日印産連「社会責任報告書2026発行」 日印産連20260901 全印工連 全国10都市で『SR調達と公民連携でつくる地域のミライ～選ばれる企業になるための実践講座～』開催 ニューブリネット20260903 DNP「DNPグループ統合報告書2026」発行 DNP20260918 TOPPANグループ、「統合レポート2026」「サステナビリティデータブック2026」発行 TOPPAN20260930			「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン」策定 環境省20260901		

第221回国会で提出された環境関連法

国土交通省

・下水道法等の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000722.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2362.htm

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：38、本会議議決日：7月15日、公布：7月23日法律第65号

概要：埼玉県八潮市で発生した老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施および事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路の確保を図ることを目的に提案。

・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE2376.htm

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：39、本会議議決日：7月23日、公布：7月31日法律第75号

概要：建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、建築物のライフサイクルカーボン評価制度、先進的な省エネ技術の評価する大臣認定、上位住宅トップランナー制、建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の措置を講じる。法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、基本理念の新設などを行う。

経済産業省・環境省

・太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

<https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260403002/20260403002.html>、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE25EE.htm

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：49、本会議議決日：5月29日、公布：6月5日法律第33号

概要：2030年代後半以降に廃棄される太陽光パネルが顕著に増加することが見込まれることから、リサイクルの処理体制を構築するために提案。国が基本方針を策定、一定規模以上廃棄する場合は30日前の届出の義務付け、再資源化事業に認定されると都道府県ごとの許可を不要とする制度を導入。

環境省

・南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_03750.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE262A.htm

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：55、本会議議決日：6月2日、公布：6月10日法律第36号

概要：平成17年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」附属書V1では、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任を定めており、この締結に向けて措置を行う。具体的には、南極海域のみで活動する観光船を含めて、申請書と緊急時計画の事前提出、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の通報義務、環境上の緊急事態が発生した場合に主宰者に対応措置・費用負担の規定を整備する。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_04100.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE27B2.htm

閣議決定：4月10日、第221回国会、議案番号59、本会議議決日：6月12日、公布：6月19日法律第43号

概要：使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入、市町村への災害廃棄物処理計画策定義務等

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

https://www.env.go.jp/press/press_04131.html、審議状況：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DE27C6.htm

閣議決定：4月10日、第221回国会、議案番号60、本会議議決日：6月12日、公布：6月19日法律第44号

概要：低濃度PCB使用製品の届出義務と使用後は一定期間内の処分義務、高濃度PCB廃棄物と判明した場合の一定期間内の処分義務

下水道法等の一部を改正する法律案

～強靱で持続可能な下水道の実現及び安全かつ円滑な道路交通の確保に向けて～

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：38、本会議議決日：7月15日、公布：7月23日法律第65号

1.背景

令和7年1月に埼玉県八潮市において、老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生しました。施設の老朽化や職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況です。加えて、下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理も必要です。

こうした状況を踏まえ、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることが必要です。

2.法律案の概要

(1) 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

- [1] 施設の安全性を評価する診断の基準を法制化
- [2] 下水道管理者による維持管理状況（診断結果等）の公表を義務付け
- [3] 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性を考慮すべきことを原則化
- [4] 下水道管理者による施設の計画的な改築の実施及び収支見通しの作成・公表を努力義務化
- [5] 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置付け

(2) 道路地下空間の安全性確保

- [1] 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設
- [2] 占有許可制度を見直し、占有許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加するとともに、道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

(3) 下水道マネジメントを支える基盤の強化

- [1] 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- [2] 都道府県による複数の下水道管理者の連携の推進のための計画策定の制度を創設
- [3] 公共下水道を都道府県が管理できる制度や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- [4] 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- [5] 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化
- [6] 人口減少を踏まえた下水道区域の見直しに必要な規定の整備

埼玉県八潮市で発生した老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故を受けて、強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施および事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に提案。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

～ライフサイクルカーボンの評価による建築物の脱炭素化に向けて～

閣議決定：3月27日、第221回国会、議案番号：39、本会議議決日：7月23日、公布：7月31日 法律第75号

建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るための「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」が本日(3月27日)閣議決定されました。

1. 背景

我が国全体の温室効果ガス排出量の約4割を建築分野が占めること等を踏まえ、2050年カーボンニュートラルに向け、今般、建築物の資材製造から解体までのライフサイクル全体の脱炭素の取組を評価するための制度(ライフサイクルカーボン評価制度)を創設するとともに、省エネ基準の引き上げを見据え、進展する省エネ技術に対応するための措置を講じることとしました。

2. 法律案の概要

(1) 建築物のライフサイクルカーボン評価制度

- 建築主、建築士、建設業者、建築材料等製造等事業者の責務を努力義務として位置づけ。
- 国が建築物のライフサイクルカーボン評価に係る指針を策定することを位置づけ。
- 建築物の建築(環境への負荷が少ないものを除く。)に当たっては、ライフサイクルカーボン評価の実施を建築主の努力義務とし、設計委託を受けた建築士は、これに必要な事項を建築主に説明するなど必要な協力を行うことを位置づけ。
- 特定用途の建築物の一定規模以上の建築に当たっては、着工の14日前までにライフサイクルカーボン評価の結果等を国土交通大臣に届け出ることを建築主に義務づける制度を創設。具体的な用途及び規模は政令で規定
- 国の定めるルールに従って建築材料等の製造等に係る炭素排出量原単位を算定したときは、ルールに従ったものである旨を建築材料等に表示できることを位置づけ。

(2) 先導的な省エネ技術の評価する大臣認定

- 特殊な構造又は設備を用いた建築物について、国土交通大臣が誘導基準と同等の性能を有する旨を認定する制度を創設し、当該建築物を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定対象とし、容積率特例等を受けることを可能とすることを措置。

(3) 上位住宅トップランナー制度

- 概ね市場の1/4を占める住宅供給事業者を上位住宅トップランナーとして指定し、当該事業者は、目標を含む中長期的な計画を策定し、その取組状況を毎年度国土交通大臣に報告しなければならないことを義務づけ。

(4) 建築物の環境性能の第三者認証・表示制度

- 建築主等は、建築物の環境性能(ライフサイクルカーボン又は省エネ性能)について、国土交通大臣の登録を受けた機関による第三者認証を受け、認証に係る標章を建築物や広告などに表示することができる制度を創設。

(5) その他

- 法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改めるほか、基本理念の新設その他の事項を措置。

建築物のライフサイクル全体での脱炭素化の促進、省エネ性能の一層の向上により、2050年カーボンニュートラルの実現を図るため、建築物のライフサイクルカーボン評価制度、先導的な省エネ技術の評価する大臣認定、上位住宅トップランナー制、建築物の環境性能の第三者認証・表示制度の措置を講じる。法律名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、基本理念の新設などを行う。

新聞報道

- ・ LCCO2評価制度など創設 建築物省エネ法改正案を閣議決定(20260401環境新聞)
- ・ 大規模オフィス、CO2排出量を報告義務 改正建築物省エネ法成立(20260724日経)

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：49、本会議議決日：5月29日、公布：6月5日法律第33号

1. 法律案の背景・趣旨

我が国では、2030年代後半以降に太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、年間最大50万+程度に達すると予想されています。これらを全て埋立処分した場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生ずるおそれがあることから、リサイクルの推進を図る必要があります。しかしながら、(1)現時点では埋立費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、(2)全国的な処理体制が構築途上であることが課題となっています。本法律案は、こうした状況を踏まえ、社会全体のコストの抑制を図りつつ、リサイクルの処理体制を構築する観点から、最終処分量の減量及び資源の有効利用に向けた太陽光パネルのリサイクルの推進に関して、所要の措置を講ずるものです。

2. 法律案の概要

太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池(太陽電池であって、収益事業において使用されているもの又は使用されていたものをいう。以下同じ。)の廃棄をしようとする者(太陽光発電事業者等)に主務大臣が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を主務大臣が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとします。

(1) 基本方針の策定

主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)は、太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物(太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の推進を総合的かつ計画的に図るため、目指すべき目標を定め、施策の方向性を提示する基本方針を定めるものとします。

(2) 事業用太陽電池廃棄者による事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物の再資源化等の実施のための措置

1) 事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項

- 主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池の廃棄をし、又はしようとする者をいう。以下同じ。)が事業用太陽電池の廃棄の抑制及び事業用太陽電池廃棄物(事業用太陽電池が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定め、必要な指導及び助言をすることができることとします。

2) 多量事業用太陽電池廃棄実施計画

- 多量事業用太陽電池廃棄者(事業用太陽電池廃棄者であって、廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当するものをいう。)は、当該事業用太陽電池の廃棄をしようとするときは、当該事業用太陽電池の廃棄の実施に関する計画(以下「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」という。)を主務大臣に届け出なければならないこととし、届出をした者は、当該届出が受理された日から原則30日を経過した後でなければ、その届出に係る多量事業用太陽電池廃棄実施計画に記載された事業用太陽電池の廃棄に関し、自ら事業用太陽電池廃棄物を排出し、又は他の者に工事若しくは作業を行わせて当該事業用太陽電池廃棄物を排出させてはならないこととします。
- 主務大臣は、届出のあった多量事業用太陽電池廃棄実施計画の内容が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から原則30日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該多量事業用太陽電池廃棄実施計画の変更その他の必要な措置をとるべきことの勧告及び命令をすることができることとします。

(3) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

- 太陽電池廃棄物再資源化等事業(再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいう。)を行おうとする者は、当該太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとします。

(4) 製造業者等及び販売業者による太陽電池の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の円滑な実施に資する措置

- 太陽電池の製造・輸入業者及び販売業者に対して、環境配慮設計や含有物質の情報提供に係る措置を講じます。

(5) 制度の見直しに向けた検討規定(附則)

- 政府は、太陽電池の排出量の見込み、再資源化等に要する費用の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、太陽電池の幅広い廃棄に係る者に対する再資源化等の義務付け等の所要の措置を講ずることを規定します。

2030年代後半以降に廃棄される太陽光パネルが顕著に増加することが見込まれることから、リサイクルの処理体制を構築するために提案。国が基本方針を策定、一定規模以上廃棄する場合は30日前の届出の義務付け、再資源化事業に認定されると都道府県ごとの許可を不要とする制度を導入。

新聞報道

- 太陽電池リサイクル法案、閣議決定「廃棄実施計画」の提出が義務化(20260407環境ビジネス)
- 発電事業者に廃棄計画提出義務付け「リサイクル業者には認定制度創設 太陽光パネルリサイクル法案が閣議決定(20260408環境新聞)
- 太陽光パネルリサイクル法案が可決・成立 参院本会議 規制逃れ「分割廃棄」対策など7項目の付帯決議(20260603環境新聞)

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

閣議決定：4月3日、第221回国会、議案番号：55、本会議議決日：6月2日、公布：6月10日法律第36号

法改正の背景

近年、南極における観光客数が増加しており、観光船等の船舶からの油流出事故等により、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがある「環境上の緊急事態」が発生する蓋然性が高まってきています。平成17年に採択された環境保護に関する南極条約議定書附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任について定めており、同附属書の発効のためには、採択当時の全ての締約国（我が国を含む28箇国）の締結が必要です。附属書VIの発効に向け、我が国としてもその内容の国内担保を図り、附属書VIを早期に締結する必要があります。

本法律案は、このような背景を踏まえ、附属書VIの締結に向けた措置として、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主宰者による対応措置の実施の義務付け等の規定を整備するものです。

法律案の概要

(1) 事前に環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の対象の見直し

事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加することとします。これにより、乗員による南極大陸への上陸の有無によらず、南極海域のみで活動する観光船や科学的調査船についても環境大臣による南極地域活動計画の事前確認の対象となります。

(2) 附属書VI締結に向けた担保措置

① 南極地域活動の実施前の事前準備等

南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の記載事項として、環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付けます。さらに、主宰者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、附属書VIに規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないこととします。

② 南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の措置

南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し、環境大臣に通報することを義務付けるとともに、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付けます。

③ 環境上の緊急事態が発生した場合の措置

環境大臣は、環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示することとし、当該環境上の緊急事態を発生させた主宰者に対し、公示された対応措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付けることとします。さらに、当該主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、我が国を含む締約国の政府が当該措置をとった場合等における、主宰者の費用負担にかかる規定を整備します。

施行期日

本法については、附属書VIが日本国について効力を生ずる日から起算して1月を経過した日から施行することとします。ただし、この法律の施行に関し必要となる経過措置に関する政令委任に係る規定は公布の日、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の追加に係る規定等は公布の日から20日後に施行することとします。

平成17年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」附属書VIでは、南極地域における活動により生ずる環境上の緊急事態に伴う責任を定めており、この締結に向けて措置を行う。具体的には、南極海域のみで活動する観光船を含めて、申請書と緊急時計画の事前提出、南極

地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の通報義務、環境上の緊急事態が発生した場合に主宰者に対応措置・費用負担の規定を整備する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

閣議決定：4月10日、第221回国会、議案番号59：、本会議議決日：6月12日、公布：6月19日 法律第43号

法改正の背景

使用済みの金属・プラスチック物品を保管又は再生する事業場、いわゆるスクラップヤードは、資源循環の輪において重要な役割を担っています。しかしながら、近年、一部のスクラップヤードにおいて、騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障が報告されています。こうした状況を是正し、良好な生活環境の保全と公正な競争環境の整備を行うことが必要となっています。

また、災害廃棄物を適正、円滑かつ迅速に処理することは、被災者の生活環境を守り、公衆衛生の悪化を防止することに加え、被災地の速やかな復旧・復興のためにも重要です。令和6年能登半島地震等、最近の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、平時からの備えと地方公共団体への支援体制の強化が必要となっています。

以上のような状況を踏まえ、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、今般、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

法律案の概要

本法律案は、以上のような背景を踏まえ、使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業に対する規制を導入するとともに、非常災害により生じた廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を一層推進するための制度的な措置を講じようとするものです。

(1) スクラップヤードの規制強化

使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入することとし、保管や再生に係る基準の遵守を求めることに加え、環境汚染のおそれのある物品について国内における再生を原則とし、その輸出について環境大臣の確認を要することとします。

(2) 災害廃棄物の処理の推進

非常災害廃棄物に係る平時からの備えとして、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、地方公共団体と事業者間の協定の締結、非常災害廃棄物の埋立処分に係る最終処分場を確保するための指定等の措置を講じることに加え、地方公共団体への安定的な支援体制の構築として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業の範囲に非常災害廃棄物に関する事業を追加する等の措置を講じることとします。

施行期日

本法律案のうち、

(1)については、公布の日から2年6か月を超えない範囲で政令で定める日

(2)については、公布の日から3か月を超えない範囲で政令で定める日等から施行することとします。

使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入、市町村への災害廃棄物処理計画策定義務等

新聞報道

- ・廃金属や使用済みプラ輸出、環境相の確認義務付け(20260410日経)
- ・スクラップヤード規制強化へ、知事許可制で保管・再生にも基準 罰金・科料も(20260414環境ビジネス)
- ・スクラップヤード規制強化で許可制度導入へ 政府、廃棄物処理法改正案を閣議決定 災害廃棄物は再々委託が可能に(20260415環境新聞)
- ・廃金属や廃プラ、保管を許可制に 改正廃棄物処理法が成立(20260613日経)
- ・廃棄物処理法が可決・成立 スクラップヤード対策に新局面(20260624日経)

環境省「「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について」2026年4月10日 https://www.env.go.jp/press/press_04100.html

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

閣議決定：4月10日、第221回国会、議案番号60：、本会議議決日：6月12日、公布：6月19日 法律第44号

法改正の背景

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については、平成13年に制定したポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分の期限を定めて、PCB廃棄物の処理を推進してまいりました。

高濃度PCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の処理施設において、立地地域の関係者の皆様の御理解と御協力を得ながら処理を進め、本年3月に同社における処理事業を終了しました。今後は、散発的に発見される高濃度PCB廃棄物を適正に処分するための制度を構築する必要があります。

また、低濃度PCB廃棄物は、保管事業者に対して令和9年3月までの処分を義務付け、環境大臣が認定する無害化処理施設等において処理を進めてまいりました。低濃度PCB使用製品については、まだ使用中の製品も存在することから、これらの製品が処分期間後に廃棄される際に適正に処分される必要があります。

以上のような状況を踏まえ、令和7年2月から令和8年3月にかけて開催された、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、今般、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出するものです。

法律案の概要

本法律案は、以上のような背景を踏まえ、今後のPCB廃棄物の適正な処分のための制度的な措置を講じようとするものです。

(1) 低濃度PCB使用製品の届出義務等

低濃度PCB使用製品を所有する者に対して、都道府県知事への届出義務及び管理基準の遵守を課すとともに、同製品の使用を終了した者又は保管する廃棄物が低濃度PCB廃棄物と判明した者に対して届出義務を課し、一定の期間内に処分を義務付けることとします。

(2) 高濃度PCB廃棄物の処分義務

保管する廃棄物が高濃度PCB廃棄物と判明した者に対しても一定の期間内に処分を義務付けることとします。

(3) PCB廃棄物処理計画の廃止

都道府県等におけるPCB廃棄物処理計画の策定義務等を廃止することとします。

(4) JESCOの事業の見直し

JESCOの事業の範囲を見直すこととします。

施行期日

本法律案については、一部を除き、令和9年4月1日から施行することとします

低濃度PCB使用製品の届出義務と使用後は一定期間内の処分義務、
高濃度PCB廃棄物と判明した場合の一定期間内の処分義務

新聞報道

・PCB特措法等改正法が可決・成立 JESCO運営に新局面（20260624日経）

政省令改正

- **【省令】エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業59）**（官報令和8年7月1日（本紙 第1738号））
⇒ 情報通信技術を活用した届出方法の変更。第103条（電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例）の改正
- **【省令】建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境20）**（令和8年7月17日（本紙 第1750号））
⇒ **（環境省報道発表2026年07月17日）** 地下水還元型地中熱利用システムの普及に向けて、地盤沈下の発生を抑えつつ、地下水の適正な保全及び利用が図られるシステムの適用要件を整理し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第2条別記に定める技術的基準において、以下の規定を新設する改正を実施。
 - ・ 帯水層からの地下水の揚水及び揚水した地下水の帯水層への還元を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷房又は暖房の用に供すること。
 - ・ 揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元（全量還元）する構造を有すること。
 - ・ 当該設備の連続的な又は相当の頻度による稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていること。公 布：令和8年7月17日、施 行：令和9年9月1日
- **環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の閣議決定等について（令和8年7月23日（号外 第163号））**
⇒ **（環境省報道発表2026年07月17日）** 昨年12月に決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を受けて、環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模の見直しについて行った議論等を踏まえて制定するもの。第一種事業の規模に係る要件を出力が4万キロワット以上から2万キロワット以上に引き下げ、第二種事業の規模に係る要件を出力が3万キロワット以上4万キロワット未満から1万 5000 キロワット以上2万キロワット未満に引き下げ。
施行日：令和9年4月1日
- **【法律】下水道法等の一部を改正する法律（65）**（令和8年7月23日（号外 第163号））
⇒ 国土交通省報道発表資料 令和8年3月27日 https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000722.html
都道府県が復旧工事を代行する際に、公共下水道管理者に代わって行う権限の範囲及び権限の代行に伴う手続きについて定めます。
- **【法律】建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（75）**（令和8年7月31日（号外 第172号））
⇒ 国土交通省 令和8年3月27日「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定 https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001129.html
- **【政令】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令248）**（令和8年8月5日（号外 第176号））
⇒ 外来生物を定義する法第2条第1項を受けて、具体的な生物を列記する別表第1に変更を加える政令。
- **【政令】下水道法施行令の一部を改正する政令（政令257）**（令和8年8月7日（号外 第178号））
⇒ 第九条の十一の次に次の一条を加える。（公共下水道の復旧工事に係る権限の代行）第九条の十二。

政省令改正 2

- **【法規的告示】無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示（環境39）**（令和8年8月20日（号外 第186号））
⇒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二及び第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。PCB廃棄物を追加。
- **【法規的告示】低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示（環境40）**（令和8年8月20日（号外 第186号））
⇒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二十四の二及び第十二条の十二の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。低濃度PCB廃棄物をPCB廃棄物に変更。
- **【政令】廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令278）**（令和8年9月15日（号外 第205号））
⇒（環境省報道発表2026年09月11日）廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月十六日とする。
- **【政令】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七九）**（令和8年9月15日（号外 第205号））
⇒（環境省報道発表2026年09月11日）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。これらの政令は、第221回国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を促進するために必要な規定を設けるものです。非常災害廃棄物の処理に係る委託基準（施行令新第4条及び第4条の3関係）、新法第9条の3の3第1項の特例の対象施設（施行令新第5条の6の2関係）、非常災害廃棄物の最終処分場の設置者の更新期間（施行令新第5条の6の4関係）
- **【省令】廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二五）**（令和8年9月15日（号外 第205号））
⇒（環境省報道発表2026年09月15日）非常災害廃棄物の処理に関連した条項の新設・削除
- **【政令】建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九一）**（令和8年9月16日（号外 第206号））
⇒（国土交通省報道発表2026年9月11日）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この施行期日は令和九年四月一日とする。
- **【政令】建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九二）**（令和8年9月16日（号外 第206号））
⇒（国土交通省報道発表2026年9月11日）特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設した請負型一戸建て規格住宅等の戸数と特別特定一戸建て住宅建築主等の新築した分譲型一戸建て規格住宅等の戸数を規定する
- **【省令】悪臭防止法施行規則の一部を改正する省令（環境二七）**（令和8年9月30日（本紙 第1798号））
⇒戸籍法施行規則の改正により臭気判定士免状及び臭気判定士試験に係る様式における本籍欄を変更、臭気判定士試験ウェブ申請へ移行したことに伴う対応。施行日：令和8年9月30日

気候変動関連

政府公表

- なし

情報サイトから

- 統計データ
- 予測データ
- 脱炭素（カーボンニュートラル）他社削減支援
- その他

情報サイトから (気候変動I)

統計データ

海外

- 世界の海面水温、最高記録を更新 EU機関「未知の領域」警戒 (20260701日経)
- 世界気象機関、2025年のアジアは気象・気候関連の極端現象の被害が甚大と報告 (20260702 EICネット)
- 世界気象機関、2025年にアフリカの1,300万人超が気象・気候関連の極端現象の影響を受けたと報告 (20260706 EICネット)
- 世界気象機関、2025年の南西太平洋地域は2024年に次ぐ2番目の高温と発表 (20260722 EICネット)
- コペルニクス気候変動サービス、**西欧は観測史上最も暑い6月**と報告 (20260727EICネット)
- 国際再生可能エネルギー機関、2024年の再エネ発電量の伸び率は過去最高の9.8%と報告 (20260729EICネット)
- 国立環境研、2023~24年のCO₂濃度増、原因は陸上植物などの吸収低下 (20260802日経)
- 世界の海面水温が観測史上最高 エルニーニョの影響、大雨など要警戒 (20260825日経)
- **ネパール 土石流災害**は温暖化の影響 カナル外相 気候正義を行動に (20260909環境新聞)
- **世界の8月気温最高 産業革命前から1.65度上昇** (20260910日経)
- コペルニクス気候変動サービス、2026年8月の世界気温は**産業革命前比+1.65℃**で過去最高と報告 (20260928 EICネット)
- 国際エネルギー機関、中東紛争のなか世界の石炭需要は2026年に過去最高と予測 (20260928 EICネット)

気象庁、国内

- なし

予測データ

- 大西洋南北熱塩循環 (AMOC) 崩壊リスク、気温上昇幅より速度が重要。急速な気温上昇では2℃で崩壊開始 (20260827Sustainable Japan)
- UNEP報告書 パリ協定の1.5℃目標、今後数年以内に超過 「オーバーシュート」の最小化を 国連事務総長「野心高め行動加速を」 (20260909環境新聞)
- 国連が見通し 世界の気温「産業革命以前から1.5度上昇」数年以内に (20260910日経)
- パリ協定気温目標「未達に」 産業革命前から上昇1.5度超す 国連見通し、今後数年で (20260911日経)

情報サイトから (気候変動2)

脱炭素(カーボンニュートラル) 他社削減支援

- 広島県、中小の脱炭素経営促進 金融機関とコンソーシアム発足(20260709日経) [source](#)
- 大分県、中小企業脱炭素コンソーシアム始動 支援拡充・補助率最大4/5(20260728環境ビジネス) [source](#)
- 大阪府、中小事業者向けSLL・脱炭素推進で金利優遇 活用セミナーも開催(20260901環境ビジネス)
- 民間5社提携、中小企業の太陽光PPA、導入・短期契約できるスキーム開発へ (20260914環境ビジネス)

その他

- EU、排出量取引を緩和へ 温暖化ガス 企業負担の軽減優先(20260718日経)
- 環境危機時計1年で6分進む 9時39分、進まぬ温暖化対策も影響か(20260908日経)
- 「気候変動は目前の危機」東京大学が政策提言担うプロジェクト発足(20260924日経)
- 排出枠取引 市場参加者に2類型 経産省が基本設計案(20260902環境新聞)
- 温暖化ガス、世界排出量の3割が取引・課税対象に 新興国導入で倍増(2026029日経)

資源循環

政府公表

- 第五次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について([環境省報道発表2026年09月17](#)) ppt作成

情報サイトから

- リサイクル
- バイオマス
- その他

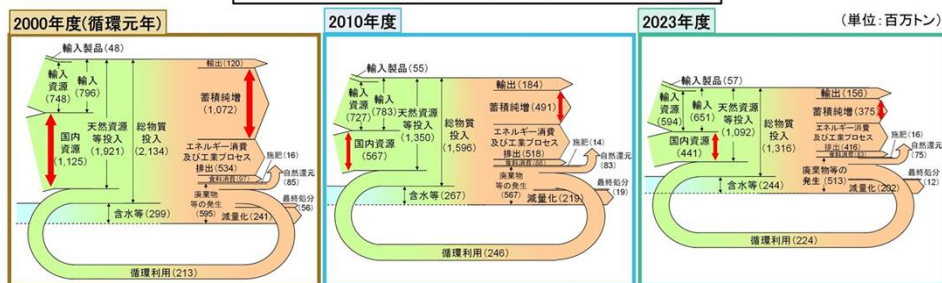
第五次循環型社会形成推進基本計画の 進捗状況の第1回点検結果

点検結果の概要

我が国における物質フロー（ものの流れ）に係る指標のうち、以下参考に示す図・表のとおり、**資源生産性**は、分子のGDPの増加及び分母の天然資源等投入量の減少により増加傾向にあり、2023年度は約50.9万円/トンとなりました。**人口側の循環利用率**は、2013年度以降おおむね横ばいで推移しているものの、長期的には分母の天然資源等投入量の減少及び分母及び分子の双方に算入される循環利用量の微増により増加傾向にあります。**出口側の循環利用率**は、2013年度の46.1%をピークに横ばいから減少傾向にあり、2023年度は約43.6%となりました。**最終処分量**は、2000年度から2023年度までに約79%削減し、目標値の達成に向けて順調に推移しています。

今般の第五次循環基本計画の評価・点検については、第五次循環基本計画のうち「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」及び「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」を重点点検分野と設定しました。本点検は、物質フロー指標を活用して定量的な点検を行うとともに、取組指標についても評価・点検を行いました。

物質フロー図の推移※1



<https://piems-lab.com/%e7%ac%ac%e4%ba%94%e6%ac%a1%e5%be%aa%e7%92%b0%e5%9e%8b%e7%a4%be%e4%bc%9a%e5%bd%a2%e6%88%90%e6%8e%a8%e9%80%b2%e5%9f%ba%e6%9c%ac%e8%a8%88%e7%94%bb%e3%81%8c%e9%96%a3%e8%ad%b0%e6%b1%ba%e5%ae%9a/>

新聞報道「第五次循環型社会計画」を初点検 資源投入量4割減、循環利用率は2割弱（20260024環境ビジネス）

種類	指標	目指すべき方向 (指標の望ましい方向性を示す)	指標の傾向※1 (2000年～)	5次計画の目標の達成見込み※2		参考	
				評価（3段階）	備考	数値目標 (目標年次)	最新値
物質フロー指標	資源生産性	増加が望ましい		注意が必要	2000年度から2015年度からの傾向では目標達成が厳しいが、2020年度以降の傾向で推移すれば目標達成可能	約60万円/トン (2030年度)	約51万円/トン (2023年度)
	一人当たり天然資源消費量	減少が望ましい		注意が必要	直近2年（2020年度以降）の傾向では目標達成が厳しいが、2000年度から2015年度からの傾向では目標達成可能	約11トン/人・年 (2030年度)	約12トン/人・年 (2021年度)
	再生可能資源及び循環資源の投入割合	増加が望ましい		注意が必要	2000年度からの傾向や2015年度からの傾向では目標達成が厳しいが、2020年度以降の傾向で推移すれば目標達成可能	約34% (2030年度)	約30.1% (2023年度)
	入口側の循環利用率	増加が望ましい		注意が必要	2000年度からの傾向や2020年度以降の傾向では目標達成可能だが、2015年度からの傾向では目標達成が厳しいため、目標達成に向けて注意が必要	約19% (2030年度)	約17.0% (2023年度)
	出口側の循環利用率	増加が望ましい		注意が必要	2000年度からの傾向や2020年度以降の傾向では目標達成可能だが、2015年度からの傾向では目標達成が厳しいため、目標達成に向けて注意が必要	約44% (2030年度)	約43.6% (2023年度)
	最終処分量	減少が望ましい		達成見込み	—	約1,100万トン/年 (2030年度)	約1,199万トン/年 (2023年度)

※1：2000年以降の最古値からの傾向を示す。全期間中で1割/10ポイントの変化がない場合は横ばいとしている。グラフの縦軸は割合のものは上限を100%としているため、指標により傾向の見え方に差がある点は留意が必要。

※2：目標達成見込みは2000年以降の最古値からの長期的な傾向、2015年からの中期的な傾向、2020年からの短期的な傾向と同じ傾き（トレンド）で変化した場合に目標を達成する場合は青（達成見込み）、いずれかで目標を達成しない場合は黄（注意が必要）、いずれにおいても達成しない場合は赤（更なる取組が必要）とした。ただし、過去の動向において突発的な事情（世界的金融危機、東日本大震災など）の影響を大きく受けており、その影響を排除して考えるべきであるなど、特筆すべき理由があるものについては、その理由を備考欄に記載した上で、評価を変更している。

第1回点検結果について 2026年09月17日(木) https://www.env.go.jp/press/press_05589.html

第五次循環型社会形成推進基本計画の 進捗状況の第1回点検結果

循環型社会 ビジネスの 市場規模	増加が 望ましい		達成 見込み	2000年度からの傾向では目標 未達となるが世界的金融危機に よる影響となるため除外して判断	80兆円以上 (2030年度)	約70.6兆円 (2023年度)
循環型社会形成に関する国民の意識・行動						
廃棄物の 減量化や 循環利用、 グリーン購入 の意識	増加が 望ましい		更なる 取組が 必要	「環境にやさしい製品の購入を (いつも・できるだけ・ために) 心 がけている」人の割合を示す	90% (2030年度)	69.7% (2025年度)
具体的な 3 R 行動の 実施率	増加が 望ましい		更なる 取組が 必要	取組により実施率の差はあるが、 総じて達成に向けては更なる取 組が必要。例えば不用品のリ ユースに関する取組実施率は約 2割前後で横ばいで推移 ^{※3}	50% (2030年度)	20.7% (2025年度) ※左記例の値
循環経済への移行に関わる部門等由来の温室効果ガス排出量						
循環経済への 移行に関わる 部門由来	減少が 望ましい		—	(目標なし)	—	約595 百万トン-CO2/年 (2023年度)
廃棄物部門 由来	減少が 望ましい		—	(目標なし)	—	約33 百万トン-CO2/年 (2023年度)
カーボンフット プリントを除いた エコロジカル フットプリント	減少が 望ましい		—	(目標なし)	—	約131百万Gha (2023年度)

取組指標

PIEMS-Lab解説

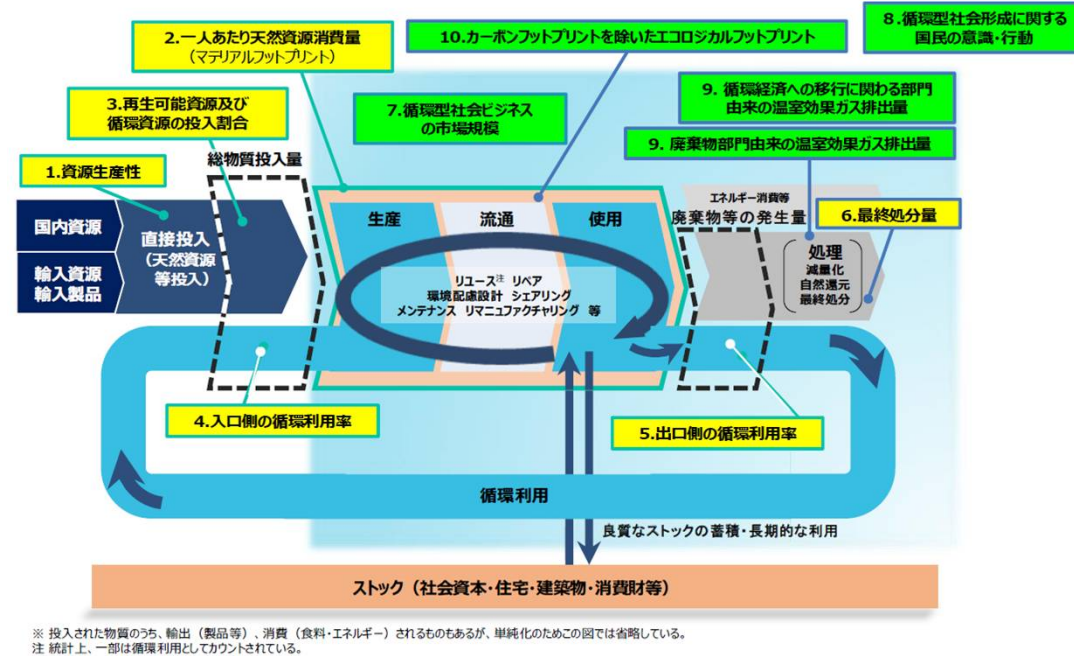
「第五次循環型社会形成推進基本計画」(第五次循環基本計画)は令和6年8月に閣議決定され、最初の評価・点検となります。2023年度の結果に基づきます。目標年度は2030年度です。

第五次循環基本計画は、循環型社会の全体像に関する指標の「物質フロー指標」(6指標)と物質フロー指標として表すことができない取組の進展度合いを計測・評価する指標の「取組指標」(4指標)、さらに「重点分野で示されている方向性の達成状況を示す指標」(目標未設定を含めて21指標)で構成されています。

「物質フロー指標」のうち、目標達成見込みは最終処分量のみで、資源生産性、一人当たり天然資源消費量および再生可能資源・循環資源の投入割合は僅かな改善であり、輸入・出口側の両方の循環利用率は横ばい傾向であり「注意が必要」な状況と説明しています。

「取組指標」は、循環型社会ビジネスの市場規模、国民の意識・行動(廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入)、循環経済への移行に関わる部門(廃棄物部門)等由来GHG排出量、カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリントです。印刷産業が関係する指標は、国民の意識・行動で、具体的には「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識」と「具体的な3R行動の実施率」の調査結果で、横ばいから低下気味にあり「さらなる取組が必要な状況」と説明しています。

「重点分野で示されている方向性の達成状況を示す指標」に関しては、「循環型社会部会における点検結果」として状況が説明されています。21指標のうち、目標が設定されている指標で、印刷産業が関わる指標は、バイオマスプラスチックの導入量(2020年度約200万



※ 投入された物質のうち、輸出(製品等)、消費(食料・エネルギー)されるものもあるが、単純化のためこの図では省略している。
注 統計上、一部は循環利用としてカウントされている。

※物質フロー指標は1～6、取組指標は7～10となる。

図 11-7 循環型社会の全体像に関する指標

トン)、産業廃棄物委託処理量に対する電子マニフェストの捕捉率(同75%)です。バイオマスプラスチックの導入量の2022年度実績は15万トンで、「さらなる取組が必要な状況」です。電子マニフェストの捕捉率の説明はありません。

このほか、印刷産業が関係する指標は「重点分野2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」で「指標と合わせて進捗を把握する取組・目標」と仕上げられている。「プラスチック再生利用量倍増」、「食品ロス量半減」、「金属リサイクル原料の処理量倍増」があります。ただし、これらの指標に関しては推移は記載されていますが、達成見込みの説明はありません。

第五次循環型社会形成推進基本計画の指標

循環型社会の全体像に関する指標	物質フロー指標	どれだけの資源を採取、消費、廃棄しているかその全体像を的確に把握するため、「もの」の流れ(物質フロー)の3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」を代表して設定した指標	① 資源生産性	より少ない天然資源で生産活動を向上させているかを総合的に表す指標
			② 一人あたり天然資源消費量(マテリアルフットプリント)	より少ない資源消費での国民生活の実現を表し、循環型社会の形成に向けた取組の総体的な結果を表す指標
			③ 再生可能資源及び循環資源の投入割合	$= (\text{バイオマス系天然資源等投入量} + \text{循環利用量}) / (\text{天然資源等投入量} + \text{循環利用量})$ 循環経済への移行や温室効果ガスの排出削減の観点から、従来の3Rの取組に加え、Renewableの取組進展も合わせて統合的に測る指標
			④ 入口側の循環利用率	$= \text{循環利用量} / (\text{天然資源等投入量} + \text{循環利用量})$ 大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源消費が適切に抑制される社会の進展を測るための指標
			⑤ 出口側の循環利用率	$= \text{循環利用量} / \text{廃棄物等発生量}$ 廃棄物処理における循環利用への仕向量の拡大の進展を測るための指標
			⑥ 最終処分量	廃棄物の埋立量。廃棄物の排出抑制や循環利用の向上等で進めていくことに減少させてきたが、今後も循環経済への移行に向けた取組を進めることで更なる減少を期待。
	取組指標	物質フロー指標では表すことのできない、国・事業者・国民による循環型社会形成のための取組の進展度合いを計測・評価するための指標	⑦ 循環型社会ビジネスの市場規模	企業の取組の進展だけでなく、国民等の意識・行動の結果も含まれており、広く循環経済への移行の進展状況を測る指標
			⑧ 循環型社会形成に関する国民の意識・行動	循環型社会の形成を進めるために求められる人々の意識・行動変容の状況を測る指標
			⑨ 循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量	資源循環の取組等によるネット・ゼロに向けた総体的な状況を測る指標
			⑩ 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量	リサイクル等の取組の進展に伴う温室効果ガス排出削減を表し、廃棄物部門のネット・ゼロに向けた取組を測る指標
循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標 (5つの柱(重点分野)別の指標)	5つの柱(重点分野)ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標	2024年度第2四半期では「重点分野で示されている方向性の達成状況を示す指標」が設定されています。この中で例示されている「プラスチック再生利用量倍増」、「食品ロス量半減」、「金属リサイクル原料の処理量倍増」、「産業廃棄物発生量に対する電子 manifests の捕捉率(2030年度75%)」などは事業者が環境マネジメントで目標を設定する際に参考になります。」と記載したが電子 manifests 以外は、「指標と合わせて進捗を把握する取組・目標」の項目。点検結果では、「重点分野2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」の中で「指標と合わせて進捗を把握する取組・目標」の中で登場する。	重点分野1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり	循環型社会の全体像に関する指標と同一の指標
			重点分野2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環	1) 素材等別のライフサイクル全体における資源循環状況(※): 入口側・出口側の循環利用率、最終処分量 2) バイオマスプラスチックの導入量: 約200万トン(2030年度) 3) リユース市場規模: - 4) 認定長期優良住宅のストック数: 約250万戸(2030年度)
			重点分野3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現	1) 地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数: - 2) 地域特性を活かした廃棄物の排出抑制・循環利用の状況 地域ごとの一般廃棄物の排出量: - 地域ごとの一般廃棄物の循環利用量・循環利用率: - 地域ごとの一般廃棄物の焼却量: - 1人1日当たりごみ焼却量約580g【2030年度】 3) 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合: 46%【2027年度】 4) 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合 1:00%【2027年度】
			重点分野4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行	1) 最終処分場の残余容量・残余年数 一般廃棄物最終処分場: 2020年度の水準(22年分)を維持【2030年度】 産業廃棄物最終処分場: 2020年度の水準(17年分)を維持【2030年度】 2) 不法投棄・不適正処理量等: - 3) 産業廃棄物委託処理量に対する電子 manifests の捕捉率: 75%【2030年度】 4) 災害廃棄物対策の備えに関する指標 災害廃棄物処理計画策定率: 都道府県100%、市町村100%【2030年度】 災害廃棄物に係る教育・訓練実施率: 都道府県100%、市町村60%【2030年度】 災害廃棄物処理計画における水害の想定率: 市町村60%【2030年度】
			重点分野5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	1) 特定有害廃棄物等の輸出入量: - 2) E-Scrapの輸出入量: - 3) 焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額: -

情報サイトから

リサイクル

- 衣類の自治体回収拡大 環境省が今年度内に指針 拠点増設、廃棄減めざす(20260720日経) [source](#)
- 複合素材・防水加工された紙容器をハンカチにリサイクル 神戸市、TOPPANなど6者協業(20260727環境ビジネス) [source](#)
- カタログを再びカタログへ dinosの「クローズド・ループ」戦略(20260729環境ビジネス) [source](#)
- 複合機の廃プラを水平リサイクル、8割含有で物性・外観品質も維持 帝人など(20260727環境ビジネス)
- 製造業の「リサイクル内製化」 エムダイヤが支援、車の再生プラなど(20260903日経)
- プラ資源循環法の再商品化計画の認定取得 Jサーキュラーシステム 神奈川県との2自治体と(20260902環境新聞)
- 「ペットボトルキャップ資源循環協会」設立 CO₂削減量算定し証明書を発行(20260916環境新聞)
- 廃プラ入札で「高品質」枠、28年度新設へ 車向け再生材など需要拡大(20260924環境ビジネス)

バイオマス

- 廃棄野菜・果物をプラ原料に、バイオマス50%超配合・CO₂約34%削減(20260928環境ビジネス)

その他

- 静脈と動脈つなぐ「次環創」 七夕の日に発足(20260708環境新聞)
⇒ [Web](#)から「次世代環境創造コンソーシアム(次環創)とは、廃棄物処理・リサイクル・資源循環に関わる事業者(静脈産業)の経営課題解決を支援する、専門家連携型のプラットフォームです。行政書士・M&Aコンサルタント・IT企業・環境実務者が連携し、事業承継・人材不足・DX化・コンプライアンス対応など、業界が抱える多様な課題をサポートします。また、製造業・流通業など動脈産業との連携も推進し、産業全体の資源循環を後押しします。」
- EU、売れ残り衣類や靴の廃棄を禁止(20260804 EICネット)
- リサイクルのトーン破綻、廃ペットボトル需給急変に対応できず 信用調査ファイル(20260803日経)
- 海中漂う幽霊漁具、生態系壊す 分解されぬ危険なごみ、流れ着き放置(20260824日経)

生物多様性

政府公表

- 「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」の策定について([環境省報道発表2026年07月14日](#)) ppt作成
 - ネイチャーポジティブな企業調達を実現へ 環境省が実践ガイドラインを公表(20260716環境ビジネス)
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会報告書の公表について([環境省報道発表2026年07月28日](#)) ppt作成
- 「自然を活用した解決策(NbS)の手引き」の公表について([環境省報道発表2026年07月31日](#)) ppt作成

情報サイトから

- 豪雨・酷暑にグリーンインフラ、首都圏で拡大 カインズは「雨庭」推し(20260705日経)
- 「グリーンインフラ」広がる 自然の力生かし氾濫・酷暑対策 園芸博 142の雨庭・緑溝整備へ(20260711日経)
- SPEED研究会 NFコンソーシアムを設立 手法開発と社会実装を推進 企業活動の自然影響を統合評価(20260715環境新聞)
- 欧州環境庁、EUにおける侵略的外来種対策の成果と課題を報告(20260724 EICネット)
- ネイチャーテック統合 バイオームと早大、東北大 3者の技術生かしNPへ(20260722環境新聞)
- 環境省、生態系被害防止、キンギョや鳥など外来種167種追加(20260923日経)

生物多様性

「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」

概要

我が国では、2030年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けて「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、基本戦略の1つとして「ネイチャーポジティブ経済の実現」を位置付けています。2024年3月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定し、本移行戦略に基づき、2025年7月には「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」を策定し、「調達におけるネイチャーポジティブ配慮の推進」を掲げました。

このため、環境省では、ネイチャーポジティブ経済研究会（2022年に環境省が設置。有識者、事業会社、金融会社、業界団体等によって構成。）の下に「調達におけるネイチャーポジティブ配慮等に関するコアメンバー会議」を設置し、昨年から検討・議論を重ねてきました。

ネイチャーポジティブを経営活動の現場で実装していく上で、サプライチェーンの起点となる調達の在り方は重要です。自然資本の損失に起因する調達関連リスクは、顕在化した場合に、調達価格の上昇、調達の困難化をはじめ企業経営に大きな影響を与えることから、調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践が求められます。他方で、企業は、トレーサビリティの不確実性や、どこまで取り組むべきか水準が不明瞭という課題を抱えています。

以上を踏まえ、今般、ネイチャーポジティブを実践しようとする企業に向けて、調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項や企業の事例を取りまとめたガイドラインを策定しましたので、公表します。

取組事例集

① 責任ある企業行動の企業方針及び経営システムへの組み込み

- 三菱商事（7品目における個別の調達方針の策定）
- セブン&アイHD（自然資本に特化した方針の策定・運用）
- ユニリーバ（環境再生型農業に関する目標設定、小規模農家も含めたエンゲージメント）

② 企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における負の影響の特定・評価

- ブリヂストン（NGOと開発したSAQを活用した現地監査）
- ニッスイ（調達した水産物の資源状態の定期的な調査と事業戦略・取組への反映）

③ 負の影響の停止、防止・軽減

- 伊藤忠商事（ブロックチェーンを活用したトレーサビリティの確保と小規模農家の生活水準向上への貢献）
- ブリヂストン（デジタルツールの導入によるトレーサビリティの精度信頼性の向上）
- 王子HD（責任あるサプライチェーン管理により、自然資本の損失回避・軽減、保全等の取組を推進）
- 花王（パーム油調達におけるトレーサビリティの担保）
- トヨタ自動車（調達方針策定、トレーサビリティの確保、自然資本の損失軽減、保全・回復にかかる取組推進の要請）

④ 実施状況および結果の追跡調査

- ネスレ（ツール等を活用したアセスメント、サプライヤー等と密に連携した取組状況のモニタリング）
- ユニリーバ（自然の保護・再生にかかる具体的な基準の設定、具体的な取組推進の要請）

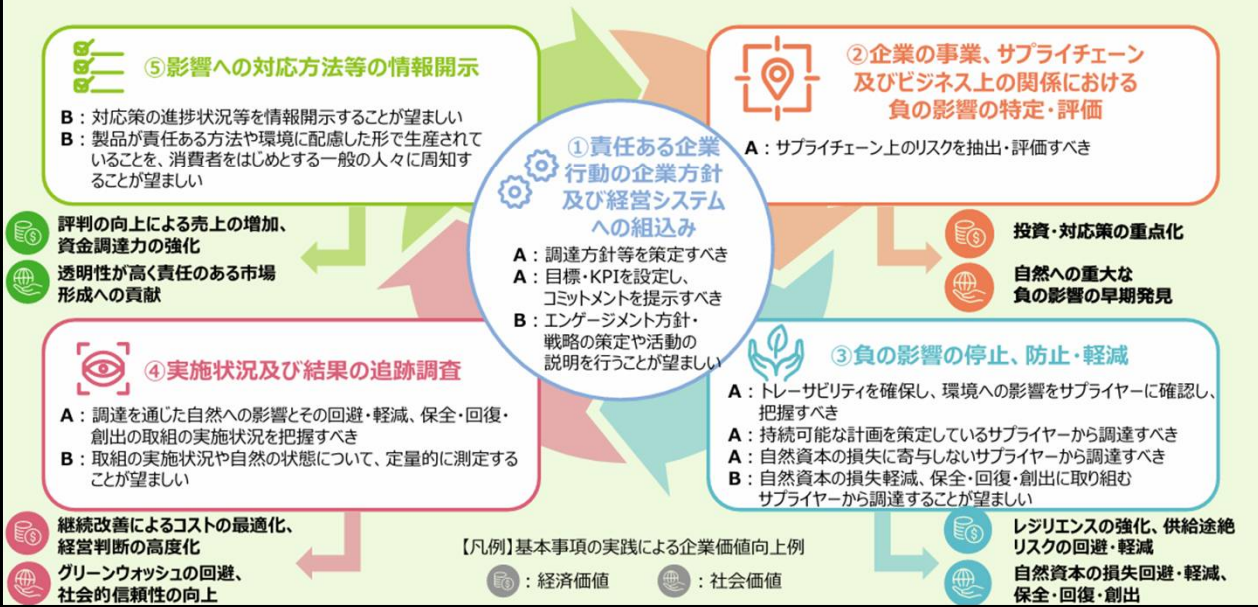
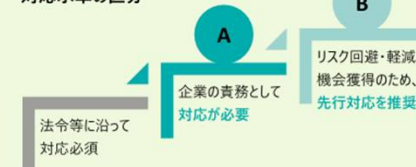
⑤ 影響への対応方法等の情報開示

- 明治HD（消費者に対する「森林影響への対応」の発信）

③ 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項の概要（1/2）

- 法令等に基づく遵守事項を前提とした上で、その対応水準に応じ、「**A：事業者の責務として対応が必要（「べきである」と記載）**」、「**B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）**」の2区分に基本的には整理される。
- サプライヤーとの協働に当たっては、ネイチャーポジティブ実践への移行に向けた**改善の余地を検討し**、キャパシティビルディング等の支援を実施しつつ、**段階的な改善**を図ることが望ましい。

対応水準の区分



PIEMS-Lab解説（Web未掲載）

環境省は7月14日、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」を公表しました。これは、「生物多様性国家戦略2023-2030」の基本戦略の1つとして位置づけられた「ネイチャーポジティブ経済の実現」に基づき策定された「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030年）」で掲げられた「調達におけるネイチャーポジティブ配慮の推進」を実践するためのガイドラインです。「概要」で示された基本的な事項には目新しさはありません。すなわち、調達方針を経営システムに組み込み、直接操業、サプライチェーンの負の環境影響を特定・評価し、軽減するためにサプライヤーを選択し、実施状況を追跡し、情報開示することです。しかし、ガイドラインには、基本事項が、必須事項と推奨事項に区別されてまとめられ、必須事項では、「調達方針の策定」、「目標・KPI設定及びコミットメントの提示」、「サプライチェーン上のリスクの抽出・評価」、「透明性・トレーサビリティの確保」、「損失回避・軽減に向けた計画を策定済みのサプライヤーからの調達」、「自然資本の損失に寄与しないサプライヤーからの調達」、「取組の実施状況の把握」が挙げられている。推奨事項では、「サプライヤー・エンゲージメント方針・戦略の策定」、「自然資本の保全・回復・創出に積極的に取り組むサプライヤーからの調達」、「取組の実施状況や自然の状態の定量測定」、「情報開示」、「消費者等への周知」などが挙げられている。

環境省報道発表 2026年07月14日 https://www.env.go.jp/press/press_05290.html

生物多様性

「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」

○ 調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項は、法令等に基づく遵守事項を前提とした上で、その対応水準に応じ、「A：事業者の責務として対応が必要（「べきである」と記載）」、「B：先行対応を推奨（「望ましい」と記載）」の2区分に基本的には整理される。

A：事業者の責務として対応が必要である基本事項

「調達方針の策定」、「目標・KPI 設定及びコミットメントの提示」、「サプライチェーン上のリスクの抽出・評価」、「透明性・トレーサビリティの確保」、「損失回避・軽減に向けた計画を策定済みのサプライヤーからの調達」、「自然資本の損失に寄与しないサプライヤーからの調達」、「取組の実施状況の把握」が挙げられる。

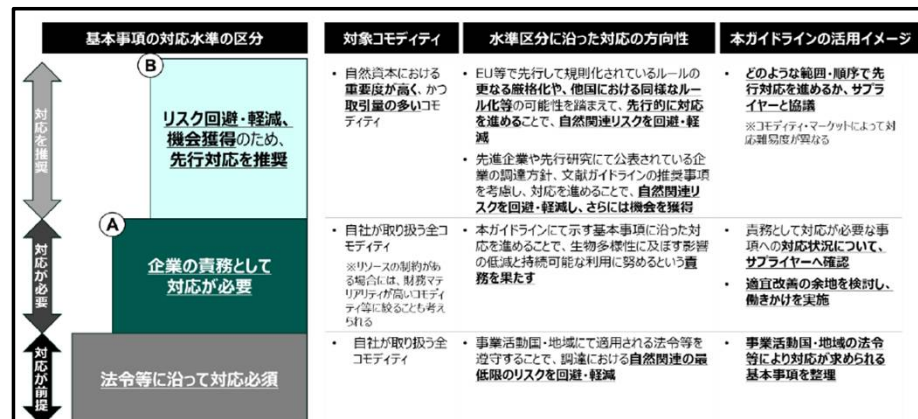
B：先行対応が推奨される基本事項

「サプライヤーエンゲージメント方針・戦略の策定」、「先住民の社会及び地域社会（IPLC）等に関する人権方針やエンゲージメント活動の説明」、「自然資本の損失回避・軽減」、「自然資本の保全・回復・出出に積極的に取り組むサプライヤーからの調達」、「取組の実施状況や自然の状態の定量測定」、「情報開示」、「消費者等への周知」についても適宜サプライヤー等を巻き込んで確認・対応することが望ましい。

フードシステム	エネルギー・資源	建築・インフラストラクチャ
アボカド バナナ キャッサバ ココア コーヒー トウモロコシ サトウキビ 米 大豆 ナッツ たばこ パームオイル 菜種油 綿花 天然ゴム 木材	畜牛・牛肉 ヤギ 豚 家禽類 養殖魚介類／水産養殖 天然魚介類（淡水・海水） 乳製品 革 リン肥料 窒素肥料 バルブ・紙	砂（建設用） セメント 銅鉄 石炭 銅 金 鉄 鉛 液化天然ガス（LNG） リチウム ニッケル 石油 プラチナ 炭酸カリウム 銀 ボーキサイト・アルミニウム ガソリン 亜鉛

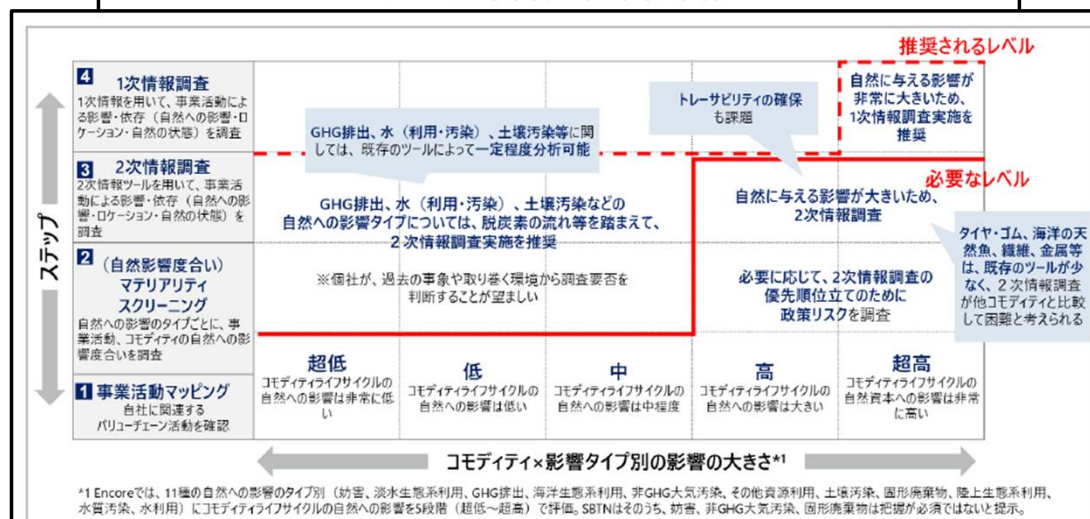
図 3-1：自然への影響が大きい原材料一覧（High impact commodity List）

EUDR対象商品：EU域内で流通する牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材の7品目とその派生製品（牛肉、チョコレート、コーヒー、パーム油、タイヤ、木製家具等）。
2025年12月、書籍・新聞・印刷物等は当該規則の対象製品から除外



コモディティ・マーケットによって状況・対応難易度が異なるため、
水準区分について、厳密にはサプライヤーとも協議しつつ個社判断が必要

図 3-2：基本事項の対応水準の区分



*1 Encoreでは、11種の自然への影響のタイプ別（妨害、淡水生態系利用、GHG排出、海洋生態系利用、非GHG大気汚染、その他資源利用、土壌汚染、固形廃棄物、陸上生態系利用、水質汚染、水利用）にコモディティライフサイクルの自然への影響を5段階（超低～超高）で評価。SBTNはのちのち、妨害、非GHG大気汚染、固形廃棄物は把握が必須ではないと提示。

図 3-5：サプライチェーンの自然資本関連情報の把握の水準感

種の保存法在り方検討会報告書

背景

種の保存法については、前回改正法の施行（平成30年）から5年が経過したことから、令和5～6年度に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議」を開催して、同法の施行状況の評価と今後の検討の方向性について議論を行い、その結果を令和7年6月27日（金）に公表しました。

上記を踏まえ、令和7年10月14日（火）に本検討会（座長：石井信夫 東京女子大学 名誉教授）を設置し、計6回の検討会において、種の保存法に関する現状や課題を踏まえた今後の在り方について検討を行いました。

報告書の概要

本報告書では、希少種の保全を一層推進する観点から、現状と課題を踏まえた今後の方向性について以下の5つの項目で整理しています。

1. 希少種の生息・生育の場の保全

「種」だけでなく、その種が生息・生育する「場」に注目し、希少種情報の収集・整理、重要な生息・生育地の把握、生息地等保護区の指定等を推進。

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

開発事業に対する希少種情報の事前提供、不適切な事業者への助言・指導、事業者に対する措置の実効性確保の方策を検討。

3. 民間等と連携した希少種保全活動の推進

人口減少や担い手不足等を踏まえ、民間企業・保全団体・動植物園等が希少種保全に参画しやすい仕組みを検討。

4. 希少種保全に係る国と自治体との連携強化

国が優先すべき取組の考え方及び自治体に期待する役割を整理し、法と条例の連携強化による効果的な保全を推進。

5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化

ペット流通種に係る譲渡し等規制の課題への運用上の対応と、象牙取引規制の実効性向上と保全効果検証を検討。

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会報告書」が7月27日に公表されました。種の保存法が2018年に改正され5年経過した令和5年から検討会を開催して取りまとめられたものです。今後の方向性を、1. 希少種の生息・生育の場の保全、2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減、3. 民間等と連携した希少種保全活動の推進、4. 希少種保全に係る国と自治体との連携強化、5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化の5項目で整理しています。このうち、1および3の項目は印刷業界にも関係があるように受け止められます。しかし、1では開発行為の制限の観点から生息地等保護区の指定を推進し、指定に必要な希少種の情報収集が必要と整理しています。3.に関しては、認定希少種保全動植物園等制度に重点が置かれ、民間企業による希少種保全の取組については今後評価する仕組みを検討するに留まっています。OECEMIに関する記載は1か所のみで重点はおかれていません。

【はじめに】

○種の保存法を取り巻く国内外の動向

- ・ 本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来による管理の担い手不足
- ・ 生物多様性保全に関する国以外の主体の取組進展
- ・ 気候変動対策と連動した総合的な取組の推進

○再生可能エネルギーに係る不適切な事業への対応

生息地等保護
区の設定推進

事業者に対応
を求める際の
実効性担保

場の保全の
重視

多様な主体
の参加

流通規制の
適正化

○種の保存法の施行状況評価

1.
希少種の
生息・生育の
場の保全

2.
開発行為等による
希少種への著しい
影響の回避・低減

3.
民間等と連携
した希少種保
全活動の推進

4.
希少種保全に係る
国と自治体との
連携強化

5.
希少種に係る
譲渡し等規制
の適正化

課題と対応の方向性

1. 希少種の生息・生育の場の保全

- ・ 希少種の情報が十分に把握できていない。
- ・ 生息・生育地の消失や管理不足が希少種の存続を脅かしている。
- ⇒ 希少種情報を収集・整備して重要な生息・生育地を把握し、保護地域の指定を推進
- ⇒ 民間団体等による保全活動を支援

2. 開発行為等による希少種への著しい影響の回避・低減

- ・ 開発事業者が希少種情報を把握できず、意図しない生息・生育環境の消失もある。
- ・ 開発行為等に対して助言・指導しても、改善措置が確実に実施される保証がない。
- ⇒ 希少種情報の公開・提供を検討し、事業者に対する助言・指導を効果的に運用
- ⇒ 事業者に対する措置の実効性担保

3. 民間等と連携した希少種保全活動の推進

- ・ 保全活動への多様な民間主体の参画を推進する仕組みが不十分
- ・ 認定希少種保全動植物園等制度の活用が広がっていない
- ⇒ 民間等による保全活動への参画促進
- ⇒ 認定希少種保全動植物園等制度のさらなる活用

4. 希少種保全に係る国と自治体との連携強化

- ・ 法と希少種保全に関する自治体条例との制度的連携がなく、役割分担等が不明確
- ・ 国が優先して取り組むべき種など、保護増殖事業の在り方が一部不明確
- ⇒ 保護増殖事業も含めた国が優先すべき取組の考え方の整理
- ⇒ 国と自治体の連携推進

5. 希少種に係る譲渡し等規制の適正化

- ・ やむを得ない事情による譲渡し等に、現行の譲渡し等規制では対応しにくい
- ・ 個体識別措置のマイクロチップ挿入が難しい場合もある
- ・ 象牙全形牙の登録件数の減少や、象牙製品等の流通管理の実効性について、在庫・流通実態の把握を踏まえた現行制度の検証が必要である
- ⇒ やむを得ない事情によるペット流通種の譲渡し等への対応
- ⇒ 個体識別措置に係る制度改善
- ⇒ 象牙の取引規制に係る実効性と保全効果の検証・向上

「自然を活用した解決策（NbS）の手引き」公表！

Nature-based Solutions

< 定義 > [自然を活用した解決策の手引き（本編）](#)

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる取組

IUCN（国際自然保護連合）（2016年） [自然を活用した解決策の手引き（資料集）](#)

「社会的課題に効果的かつ適応的に対処し、同時にウェルビーイングと生物多様性の利益を提供する自然または改変された生態系を保護し、持続可能な方法で管理および回復するための行動」

UNEA（国連環境総会）（2022年） [自然を活用した解決策の手引き（資料集）](#)

NbSは、社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、同時にウェルビーイング、生態系サービス、強靱性、生物多様性への恩恵をもたらす、自然の又は改変された陸上、淡水、沿岸、海洋生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用及び管理のための行動であると決定する。

< NbSに含まれる概念 > [自然を活用した解決策の手引き（本編）](#)

・EbA（Ecosystem-based Adaptation）

生態系を基盤とした適応策 [EbA計画と実践の手引き（環境省）](#)
森林、草原、湿地などの生態系がもつ、さまざまな機能やそこに存在する生物を持続的に活用し、気候変動によるリスクや損失を軽減するアプローチ

・Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）

生態系を活用した防災・減災 [Eco-DRRの手引き（環境省）](#)
生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方

・グリーンインフラ

自然の多様な機能を活用した社会資本

・古来より日本各地で行われてきた地域の自然と共生する知恵・技術（霞堤、屋敷林等）

< 歴史 > [自然を活用した解決策の手引き（資料集）](#)

2008年 世界銀行が初めて使用

2009年 UNFCCC-COPでIUCNがポジションペーパーで提唱

2018年 IUCNが世界基準に検討を開始

2020年7月 IUCN Global Standard for Nature-based Solutions発表

2025年 世界標準（第2版）公表

< 国際的議論 > [自然を活用した解決策の手引き（資料集）](#)

G7/G20の成果文書（2024年）

生物多様性条約：CBD（2022年12月）KM-GBF ターゲット8、11

気候変動枠組条約：UNFCCC COP30（2025年11月）

国連環境計画：UNEP 生態系回復の10年、UN-REDD、UNEA7（2025年12月）

国連防災機関：UNDRR/国連教育科学文化機関：UNESCO

IPBES ネクサス評価報告書（2024年12月）

IPCC 第6次評価報告書（AR6）（2023年8月）

< 日本の政策 > [自然を活用した解決策の手引き（資料集）](#)

第六次環境基本計画（2024年5月）

重点戦略2(2)「自然を活用した解決策（NbS）」の取組推進

生物多様性国家戦略2023-2030（2023年3月）

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決

地球温暖化対策計画（2025年2月）

温室効果ガス吸収源対策・施策④ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組

地方創生に関する総合戦略（2025年12月）

地域資源の高付加価値化の取組の強化⑩自然資本を核としたネイチャーポジティブな地域づくり

国土交通省（国土交通省環境行動計画、グリーンインフラ推進戦略2030）

農林水産省（農林水産省生物多様性戦略、みどりの食料システム戦略）

PIEMS-Lab解釈（Web未掲載）

環境省が7月31日、「自然を活用した解決策（NbS）の手引き」を公表しました。NbSはNature-based Solutionsの略称で、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる取組です。2008年に世界銀行が初めて使用し、2009年にIUCNが提唱し、2018年から世界基準の検討を始め、2020年7月に初版を公表し、2025年には第2版を公表しています。NbSの考え方は、2022年12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット8および11に組み込まれたことから、世界的に急速に広まりました。日本でも、2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」、2024年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」にも組み込まれ、「地球温暖化対策計画」（2025年2月）や国土交通省、農林水産省の政策にも取り入れられています。

公表された手引きは、IUCNの世界基準などとの整合性を保ちながらも、日本の実情や目指す方向性を踏まえて運用のしやすさを重視して整理しています。IUCNの8つ基準は5つにまとめられて、社会的課題を整理する、自然の多様な機能を引き出す、自然環境の保全・再生に貢献する、多様な主体の参画を促進する、取組の持続性を確保するという5つのポイントから基準が作成されています。エクセルで作成されている「セルフアセスメントツール」ではこれらの観点から自己評価できます。事例集では8つの社会課題に対して22事例が紹介されています。

「自然を活用した解決策（NbS）の手引き」公表 2

IUCN基準（2025年12月第2版）

- 基準1:** NbSは、効果的に社会課題に取り組む
- 基準2:** NbSは生態学的、経済的、社会的、文化的な視点を取り入れている
- 基準3:** NbSは、生物多様性の状態にプラスの変化をもたらし、連結性を含む生態系の完全性を向上させる
- 基準4:** NbSは財務的に実現可能であり、経済的に正当化されている
- 基準5:** NbSは包括的で透明性があり、権限を与えるガバナンスプロセスに基づいている
- 基準6:** NbSは、主要目標の達成と、複数の便益の継続的な提供に対する意図的および意図しない影響を公平に両立させることを目指す
- 基準7:** NbSは、証拠に基づき、適応的に管理される
- 基準8:** NbSは、その実施、持続可能性、そして主流化のための基盤整備に貢献する

日本版NbS基準

IUCNのNbS世界標準等との整合性を担保しつつも、我が国の実情や目指すべき方向性を踏まえて国内での取組への運用のしやすさを重視して整理

取組を進めるにあたってのポイント

- ポイント1** 統合的に対応する前提で、社会課題を整理する
- ポイント2** 自然の多様な機能を引き出す
- ポイント3** 自然環境の保全・再生に貢献する
- ポイント4** 多様な主体の参画を促進する
- ポイント5** 取組の持続性を確保する

日本版NbS基準

基準1	統合的に対応する前提で、社会課題が整理されているか	1-1	解決を目指す社会課題の明確化
		1-2	地域特性を踏まえた社会課題の特定
		1-3	社会課題に対するNbSの貢献の評価
基準2	自然の多様な機能を引き出す取組となっているか	2-1	取組による効果の認識と評価
		2-2	トレードオフとシナジーの認識と対応
		2-3	社会的便益が影響する範囲の考慮
		2-4	もたらされる社会的便益の公平な配分
		2-5	費用対効果の認識と評価
基準3	自然環境の保全・再生に貢献する取組となっているか	3-1	生態系の機能の活用
		3-2	生態系や生物多様性への悪影響の回避
		3-3	生態系や生物多様性の保全・再生・創出への貢献
		3-4	生態系や生物多様性のモニタリングプロセス
基準4	多様な主体の関与が促進されているか	4-1	取組のステークホルダーの特定と関与の機会の提供
		4-2	性別や年代・肩書を問わない関与の仕組み
		4-3	参加型の意思決定の仕組み
		4-4	取組に関する情報の公開
基準5	取組の持続性が確保されているか	5-1	地域の目指す姿やビジョンとの整合
		5-2	地域性・歴史性の考慮
		5-3	持続可能な資金・人材等の調達
		5-4	生じうるリスクの特定と管理
		5-5	順応的な管理

「自然を活用した解決策(NbS)の手引き」公表 3

NbSの国内事例リスト

対応する社会課題		事例		取組地域	
		名称	主な取組主体		
人の健康	活動空間の提供	事例1:陽楽の森	一般社団法人大和森林管理協会	奈良県	王寺町・上牧町
	暑熱緩和/大気の浄化	事例2:グラングリーン大阪	グラングリーン大阪開発事業者 (三菱地所株式会社を代表企業とするJV9社)	大阪府	大阪市
食料の供給	農作物の供給	事例3:蕪栗沼のふゆみずたんぼ	伸萌ふゆみずたんぼ生産組合	宮城県	大崎市
	水産資源の保護	事例4:産地から広がる里海づくりの協創	恩納村コープサングの森連絡会	沖縄県	恩納村
		事例5:兵庫運河の自然を再生するプロジェクト	兵庫漁業協同組合・兵庫運河を美しくする会 ・兵庫運河真珠貝プロジェクト・兵庫水辺ネットワーク	兵庫県	神戸市
	花粉媒介者の保全	事例6:みなべ・田辺の梅システム	みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会	和歌山県	みなべ町・田辺市
水資源の確保	地下水函養・地下水質の維持	事例7:サントリー天然水の森	サントリーホールディングス株式会社	全国	—
		事例8:阿蘇草原再生プロジェクト	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇地域
	水循環の健全化	事例9:里山グリーンインフラネットワーク	里山グリーンインフラネットワーク	千葉県	印旛沼流域
災害リスクの軽減	洪水・内水氾濫対策	事例10:小田急線上部利用施設等のグリーンインフラ	世田谷区	東京都	世田谷区
		事例11:京都市雨庭整備事業	京都市	京都府	京都市
	土砂災害対策	事例12:有明海・肥前鹿島干潟の保全に向けた取組	鹿島市ラムサール条約推進協議会	佐賀県	鹿島市
	津波・高潮対策	事例13:静岡海岸・清水海岸	静岡県	静岡県	静岡市
地域経済の発展	商業施設の設置	事例14:深大寺ガーデン	株式会社グリーン・ワイズ	東京都	調布市
	未利用資源の活用	事例15:ReEDENプロジェクト	株式会社コクヨ工業滋賀	滋賀県	琵琶湖周辺
	観光	事例16:マングローブ林を活かしたまちづくり	億首川マングローブ保全・活用推進協議会	沖縄県	金武町
文化・教育・コミュニティ	自然との触れ合い	事例17:潟の保全と利用促進	新潟市	新潟県	新潟市
	伝統・文化の創出	事例18:蒜山自然再生事業	蒜山自然再生協議会	岡山県	真庭市
	教育機会の創出	事例19:持続的な環境活動の推進	環境パートナーシップ協議会サソテナやお	大阪府	八尾市
気候変動の緩和	灰素吸収・固定	事例20:みんなの森プロジェクト	尾鷲市	三重県	尾鷲市
		事例21:山川の海のゆりかご	山川町漁業協同組合	鹿児島県	指宿市
自然環境の保全	生育・生息地の保全 /生態系ネットワークの形成	事例22:新梅田シティ新・里山	積水ハウス株式会社	大阪府	大阪市

生物多様性

「自然を活用した解決策(NbS)の手引き」公表 4

「雨庭の事例」

事例10：小田急線上部利用施設等のグリーンインフラ

取組主体	世田谷区						関係主体	－						取組地域	東京都 世田谷区		
生態系タイプ	森林	草原	農地	都市	陸水域	沿岸域	対応する社会課題	人の健康	食料の供給	水資源の確保	災害リスクの軽減	地域経済の発展	文化・教育・コミュニティ	気候変動の緩和	自然環境の保全		

取組内容

小田急小田原線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)の地下化により、東北沢、下北沢、世田谷代田の3駅間の線路跡地の一部を公共施設として活用。また、区民の参加と協働による総合的・計画的な市街地整備を推進し、防災・減災・みどりの機能が充実した魅力ある街づくりを目指している。

雨庭のある広場の整備

- 「シモキタ雨庭広場」には、傾斜地形を活かして降雨時に水の移ろいを楽しめる「雨庭」をはじめ、木陰をつくる植栽やくつろげる芝生広場、幼児・児童向けの遊具等を配置し、良好でみどり豊かな環境を創出している。



合意形成過程

- 線路跡地の整備にあたって、地域課題の解決および住民意向の反映を図るため、平成26年度よりワークショップやオープンハウス、アイデア募集を実施した。
- 住民・事業者等の多様な主体と議論を重ねて、地域の個性を活かした秩序ある連続的な空間形成を目指す「北沢デザインガイド」を策定し、整備を推進した。

活用している制度・補助金・交付金等

社会資本整備総合交付金

出典

- ※1 世田谷区 (2024) 「世田谷グリーンインフラガイドライン」
 ※2 グリーンインフラ官民連携プラットフォーム (2025) 「グリーンインフラ事例集 (令和7年3月版)」
 ※3 世田谷区 北沢総合支所街づくり課 (2024) 「北沢デザイン通信 第10号」
 ※4 世田谷区ウェブサイト「シモキタ雨庭広場」(2026年2月参照)

取組による効果

【人の健康】

- 憩いの空間の創出：デザインガイドに基づき、線路跡地に多様な植栽や広場を設えることで、みどり豊かな憩いの空間ができ、多くの人々に利用されている。

【災害リスクの軽減】

- 洪水・内水氾濫対策：整備された1.7kmの通路の透水性舗装と連続した緑、雨庭のある広場は雨水を浸透し、下水道への負担を軽減させ、地下水を涵養している。

【文化・教育・コミュニティ】

- 住民参加による植栽の維持管理やイベントの実施：地域住民や鉄道事業者の協力を得て駅前広場等において、住民参加で植栽の維持管理やイベントが行われている。



事例11：京都市雨庭整備事業

取組主体						関係主体						取組地域					
京都市						—						京都府 京都市					
生態系タイプ	森林	草原	農地	都市	陸水域	沿岸域	対応する社会課題	人の健康	食料の供給	水資源の確保	災害リスクの軽減	地域経済の発展	文化・教育・コミュニティ	気候変動の緩和	自然環境の保全		

取組内容

都市化に伴う水害やヒートアイランド現象等の課題に対応するため、京都の伝統的な造園技術を活かしたグリーンインフラとして「雨庭」の整備を推進している。

雨庭の整備

- 「雨水処理機能」と「京都らしい庭園文化」を融合させた植栽空間として、平成29年度に四条堀川交差点で初めて整備されて以来、市内の交差点や駅前を中心に雨庭整備が進められている。
- 地下約50cmの深さまで砂利などを敷き詰めた「州浜」と呼ばれる構造によって雨水が貯留されている。また、車道や歩道からの雨水を取り込むために「穴あき歩車道境界ブロック」なども設置されている。
- 寺社仏閣の庭園に見られる景石や四季を感じさせる植栽を配置し、景観的にも優れた空間として整備されている。

【文化・教育・コミュニティ】市民協働による管理

- 整備後の維持管理については、「京都市街路樹サポーター制度」を活用し、地域住民やボランティアと協働で行う体制づくりが進められている。



出典

- ※1 京都市情報局ウェブサイト「『雨庭』とは。」(2026年2月参照)
 ※2 京都市情報局ウェブサイト「雨庭の整備実績 (H29～)」(2026年2月参照)
 ※3 京都市建設局みどり政策推進室 (2018) 「四条堀川交差点・雨庭整備～平成29年度市民公募型緑化推進事業～」

取組による効果

【災害リスクの軽減】

- 洪水・内水氾濫対策：各整備箇所において数立方メートルから数十立方メートルの雨水一時貯留量を確保している。(四条堀川交差点では3箇所合計で約17.0m³、九条大石橋交差点では約24.5m³)

【文化・教育・コミュニティ】

- 伝統・文化の創出・自然との触れ合い：庭園文化を継承している京都の造園技術を活かした雨庭の整備により、街中で身近な庭園として楽しむことができる。

活用している制度・補助金・交付金等

国土交通省「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」



PIEMS-Lab解説(Web未掲載)

この中には、印刷産業としても取り組みが可能な「雨庭」の事例が2件紹介されています。

ひとつが「小田急線上部利用施設等のグリーンインフラ」です。小田急小田原線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)の地下化により、東北沢、下北沢、世田谷代田の3駅間の線路跡地の一部を公共施設として活用を進めています。ここに、「シモキタ雨庭広場」をはじめ、木陰をつくる植栽やくつろげる芝生広場、幼児・児童向けの遊具等を配置して、良好でみどり豊かな環境を創出しています。

もうひとつが「京都市雨庭整備事業」で、レインガーデンと呼ぶ方が適正な事例です。都市化に伴う水害やヒートアイランド現象等の課題に対応するため、「雨水処理機能」と「京都らしい庭園文化」を融合させた植栽空間として、平成29年度に四条堀川交差点の事例が紹介されています。

環境経営

政府などの公表

- ・ 「3R行動見える化ツール」の公開について([環境省報道発表2026年09月30日](#)) ⇒ ppt作成

情報開示

- ・ 自然リスク開示、9%増の242社影響額の算定など課題(20260912日経)
- ・ 自然関連財務情報 開示組織が倍増、56カ国で1千超 70%以上が義務的報告を要望 TNFDが26年報告書(20260930環境新聞)

SSBJ

- ・ なし

その他

- ・ 「SDGs全17目標で達成困難」の報告、日本はジェンダーと環境対策に遅れ(20260703環境ビジネス)
- ・ 博報堂、**グリーンウォッシュ炎上対策に、環境表示の実践ガイドブック無料公開** (20260709環境ビジネス)
- ・ SDGs「内容知っている」3年連続減 26年48%、博報堂調べ(20260818日経)
- ・ 「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」の改定及び「地方公共団体のための環境配慮契約取組ガイドライン」の策定(20260803 EICネット)
 - ⇒ 地方公共団体のグリーン購入や環境配慮契約の取組を促進するため、調達及び契約の実務者向けに調達方針、契約方針の策定方法や、調達、契約実績の集計方法等を体系的に学ぶことができるよう、「地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン」(平成26年2月)を改定。「地方公共団体のための環境配慮契約取組ガイドライン」は策定。
 - グリーン購入取組ガイドラインは、基準を記載したものではないため、日印産連のGPマークは登場しない。
- ・ JIS14001改正、11年ぶり 気候変動対応やサプライチェーン管理強化(20260825環境ビジネス)

「3R行動見える化ツール」更新

環境省では、食品トレーなし販売、マイボトルの使用、ペットボトルのリサイクルなど、3R行動による環境負荷削減効果を簡易に計算できる「3R行動見える化ツール」を更新しました。本ツールは、実施した行動の回数や回収した容器の重量等を入力するだけで利用できる簡単な計算ツールで、環境省のホームページから誰でも無料で利用できます。本ツールは、店舗におけるペットボトル等の回収による効果の提示（店舗や消費者の取組効果のPR）、軽量容器製品などのプライベートブランド商品の販売促進、事業者の環境貢献のPR、事業者と消費者の共同的取組、地域の環境教育の場などへの活用が考えられることから、多くの事業者や消費者の皆様にご活用いただきたいと考えております。

1. ツールの概要

既存の調査結果等をもとに、3R行動ごとの環境負荷削減効果を、製品の原材料調達、製造、輸送、処分に至るまでのライフサイクル全体を対象として、定量化しています。エクセルで作成されたツールに行動回数、回収量等を入力すると、環境負荷削減効果が自動計算されます。

2. 利用方法

下記記載の特設サイトより、「3R行動見える化ツール.xlsm」、「3R行動見える化ツール ver. 2.0 の使い方 -概要版-.pdf」、「3R行動見える化ツール ver. 2.0 の使い方 -詳細版-.pdf」を無料でダウンロードし、活用可能です。

<3R行動見える化ツール特設サイト>

https://www.env.go.jp/recycle/circul/3r_mieruka_tool.html

PIEMS-Lab解説 (Web未掲載)

環境省が9月30日、「3R行動見える化ツール」の更新版を公開しました。このツールは、行動を進めるにはその効果に見える化することが重要であるとの観点から、主に小売事業者向けに、3R行動による削減効果を定量的・簡易に計算できるツールです。初版は2012年4月に公開されています。食品トレーなし販売、マイボトルの使用、ペットボトルのリサイクルなどの3R行動が25種類から35種類に増加されています。環境負荷削減効果は初版と変わらず、温室効果ガス削減効果、天然資源消費量削減効果および最終処分削減効果の3つです。このツールを使用することにより、コピー用紙、段ボール、ユニフォーム、発泡スチロール、ペットボトルおよびインクカートリッジのリサイクル量から環境負荷削減効果を定量的に算定することができます。

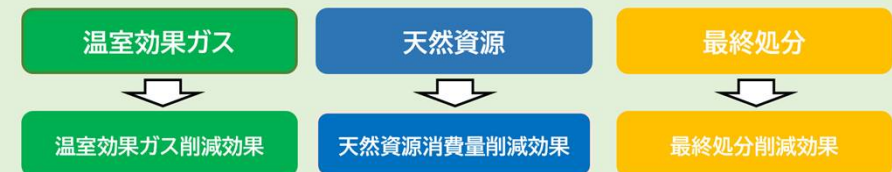
3R行動見える化ツール特設サイト

3R行動による環境負荷削減効果を「見える化」

環境省は、食品トレーなし販売、マイボトルの使用、ペットボトルのリサイクルなど、3R（Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用）行動による環境負荷削減効果を簡易に計算できる「3R行動見える化ツール」を更新しました。

容器包装の軽量化、詰替製品の利用、店頭回収、マイボトル利用などの取組について、環境への効果を「温室効果ガス」「天然資源」「最終処分」の3つの指標で簡易に確認できます。小売事業者等が取り組む3R行動による環境コミュニケーションや、店舗・事業所における取組効果の把握にご活用いただけます。

3つの環境指標見える化



3R行動実施前後の環境負荷を比較し、取組による環境負荷削減効果を定期的に確認できます。

ツールの位置付け

- 本ツールは簡易算定ツールであり、個別製品の詳細なライフサイクルアセスメント（LCA）、カーボンフットプリント、第三者認証等に用いる精密な評価とは異なる。
- 本ツールは小売事業者等による3R行動の環境負荷削減効果を簡便に「見える化」するための算定ツールである。算定結果は店舗での取組検討や消費者との環境コミュニケーションおよび小売事業者等の環境報告書作成に活用されることを想定。
- 本ツールは、AIST-IDEA※1使用許諾約款に基づき、上記用途に限って公開するもの。上記以外の用途（例：コンサルティング業務での利用等）で使用する場合には、別途、権利者の許諾が必要となる場合がある。上記以外の用途での利用については、利用者において必要な許諾の要否を確認すること。
- ツールや原単位※2データは複製・公開・送信・頒布・譲渡・貸与・使用許諾・転載・再利用してはならない。

算定結果の位置付け

- 算定結果はツールに設定された原単位、活動量、代表的な製品仕様、廃棄・リサイクル条件等の前提に基づく概算値。
- 実際の削減効果は製品の素材・重量、製造方法、使用条件、回収・廃棄方法（地域の処理実態等）により変動。
- 本ツールは、利用者の自社内において、特定の製品または取組による環境負荷削減効果を確認することを目的としている。本ツールの結果を他社の製品・取組に係る環境負荷情報（カーボンフットプリントなど）との比較を目的として使用してはならない。

公害関連

環境省報道発表

- ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について([環境省報道発表2026年07月17日](#)) ppt作成
- ・ 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の閣議決定等について([環境省報道発表2026年07月17日](#))
⇒ 第一種事業の規模に係る要件を出力が2万キロワット以上に、第二種事業の規模に係る要件を出力が1万 5000 キロワット以上2万キロワット未満にと従来の半分の規模に改定。令和9年4月1日予定。

情報サイトから

- ・ 欧州環境庁、2024年に大気汚染物質削減は進んだがアンモニア削減が課題と報告(20260715EICネット)
- ・ 自然由来基準不適合 判断基準案の検討開始 中環審土壤制度小委WG(20260729環境新聞)

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布

概要

地下水還元型地中熱利用システム（以下「システム」という。）については、高い省エネルギー効果を持つことから、2050年ネット・ゼロの実現に向けて活用が期待されています。一方で、地下水の過剰採取は、地盤沈下の原因となることから、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で定める指定地域においては、揚水設備による建築物用地下水採取が制限されており、地下水を揚水して熱利用するシステムの導入が困難な状況にあります。

こうした中、大阪市では、環境省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・環境省令第1号）に基づき、地盤沈下のおそれがないことを確認した上で、既に当該システムが運用されています。

また、熱需要の高い都市部において当該システムの普及を図るため、国家戦略特別区域以外での導入可能性について検討を行いました。地盤沈下の発生を抑えつつ、地下水の適正な保全及び利用が図られるシステムの適用要件を整理し、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（以下、「規則」という。）第2条別記に定める技術的基準において、以下の規定を新設する改正を行いました。

以下のいずれにも該当する揚水設備については、運用時に想定される揚水量、運用時に想定される揚水を行う帯水層の周辺の土質の状況等を勘案し、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、当該揚水設備の設置の場所及びその周辺において地下水位及び地盤高が著しく変化するおそれがないものであることとしております。この場合においては、規則第2条別記第1号から第4号の規定は、適用いたしません。

- ・帯水層からの地下水の揚水及び揚水した地下水の帯水層への還元を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷房又は暖房の用に供すること。
- ・揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元（以下「全量還元」という。）する構造を有すること。
- ・当該設備の連続的な又は相当の頻度による稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていること。

公 布：令和8年7月17日

施 行：令和9年9月1日

印刷関連

- ・ 大川印刷、国際認証「B Corp」取得 - ESG・Scope3対応支援 (20260721印刷ジャーナル)
- ・ ジャグラ 原田大輔会長 新会長に聞く—会員企業が“儲かる”組織—真のグラフィックサービス業に (20260730ニュープリネット)
- ・ ジャグラ、8月2・3日「印刷屋さんのお仕事展 4」開催 (20260703印刷ジャーナル)
- ・ 印刷工業会、出版物の販促支援と読書喚起に向けたイベント開催 (20260722印刷ジャーナル)
- ・ 日印産連 印刷産業の発展に長年貢献した個人・団体を顕彰する「日印産連表彰」の受賞者を発表 多年の功績を称える (20260803ニュープリネット)
- ・ 全印工連CSR、ワンスター3社とツースター2社を新規認定 (20260804印刷ジャーナル)
- ・ 2024年の印刷産業出荷額(全事業所)は4兆9780億円(「2025年製造業事業所調査」) (20250812 JAGAT)
- ・ 千代田グラビヤ、軟包装の少量生産対応 SCREEN系と (20260707日経)
- ・ 日印産連、2026年度GP認定制度3賞決定 (20260827印刷ジャーナル)
- ・ グラ三多摩支部 三鷹で「印刷業界のためのSNSマーケティング講座」開催 SNS×印刷会社のアセットで独自の価値創出を目指す (20260827ニュープリネット)
- ・ **日印産連 社会責任報告書2026発行のご案内** (20260901日印産連)
- ・ 日印産連、2026年「9月 印刷の月」スタート (20260901印刷ジャーナル)
- ・ 包装印刷の検査装置刷新 ニレコ、濃淡など高速判定 (20260902日経)
- ・ 全印工連 全国10都市で『SR調達と公民連携でつくる地域のミライ—選ばれる企業になるための実践講座—』、9月2日広島を皮切りに企業価値を上げるSR戦略を考察 (20260903ニュープリネット)
- ・ 日印産連、2026年「9月印刷の月」記念式典を盛大に挙行 (20260910印刷ジャーナル)
- ・ 日印産連・2026年「9月印刷の月」記念式典を開催 (20260910印刷タイムス)
- ・ 日印産連・GP認定工場で新規4工場、更新31工場を認定 (20260919印刷タイムス)
- ・ 出版で広がる小ロット印刷 品切れ防ぎ在庫抑制、広済堂が新サービス サーチライト (20260920日経)
- ・ 全印工連・瀬田章弘会長に聞く2期目の決意。印刷産業の「再起動」を实践へ (20260924印刷タイムス)
- ・ 『DNPグループ統合報告書2026』を発行しました (20260916 DNP)
- ・ TOPPANグループ、「統合レポート2026」「サステナビリティデータブック2026」を発行 (20260930TOPPAN)